長期優良住宅に係る認定制度の概要について

背景

ストック重視の住宅政策への転換 [=住生活基本法の制定(H18.6)]



「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(H21.6施行)」に基づく長期優良住宅に係る認定制度

- 長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定
- 認定を受けた住宅の建築にあたり、税制・融資の優遇措置や補助制度の適用が可能
- 新築に係る認定制度は平成21年6月より、増改築に係る認定制度は平成28年4月より開始

認定基準



- <2>社会的資産として 求められる要件
- ⑤ 高水準の 省エネルギー性能
- ⑥ 基礎的な バリアフリー性能 (共同住宅のみ)

<1>住宅の長寿命化の ために必要な条件

- ① 劣化対策
- 2 耐震性
- ③ 維持管理・更新の容易性
- ④ 可変性 (共同住宅のみ)
- <3>長く使っていく ために必要な要件
- ⑦ 維持保全計画の提出
- <4>その他 必要とされる要件
- ⑧ 住環境への配慮
- 9 住戸面積

特例措置

< 1. 税制>

【新 築】所得税/固定資産税/不動産取得税/登録免許税の特例措置 【増改築】所得税/固定資産税の特例措置(平成29年度税制改正による)

< 2. 融資>

住宅金融支援機構の支援制度による金利の優遇措置

<3. 補助制度>

【新 築】中小工務店等に対する補助

【増改築】既存住宅の長寿命化に資する取組に対する補助

認定実績

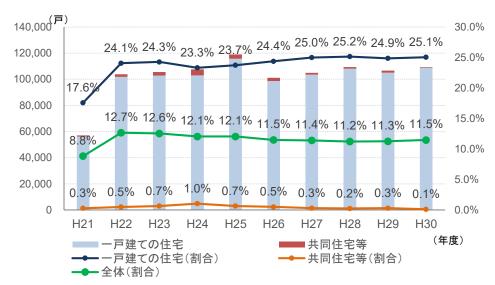
【新築】累計実績(H21.6~H31.3)

1,024,580戸(一戸建て:1,003,743戸、共同住宅等:20,837戸)

※H30年度 ···109,386戸(住宅着工全体の11.5%)

一戸建て:108,800戸(住宅着工全体の25.1%)

共同住宅等:586戸(住宅着工全体の 0.1%)



※割合は新設住宅着工数に対する長期優良住宅の認定戸数の比率

【增改築】累計実績(H28.4~H31.3)

738戸 (一戸建て:693戸、共同住宅等:45戸)